

京都市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下、「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において京都市英語検定料補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。
- (2) 申請者 英検を受験した京都市立中学校、京都市立小中学校（後期課程）、京都市立高等学校、京都市立総合支援学校（中学部、高等部）に在籍する生徒の保護者であつて、この要綱による補助金の交付を受けようとする者を言う。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第2号に定める申請者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、英検を受験した生徒1人あたりにつき別表に掲げる額を基準とする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、英検の申し込み後速やかに、生徒の在籍する市立学校の校長（以下、「校長」という。）を経由して行わなければならない。

- 2 申請者は、申請を行う際には、補助金の申請、請求、受領、返納その他補助金の交付に関する権限を校長に委任するものとする。

(決定)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから、速やかに条例第10条各項による決定をし、校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、校長を通じて行うものとし、現金で支給する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第8条 校長は、前条に規定する交付を受けた場合は、速やかに条例第18条の規定による実績報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び書類は、学校指導課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

附 則 (平成27年3月20日教育長決定)

この要綱は、平成27年3月20日から実施する。

附 則 (平成29年2月24日教育長決定)

(実施日)

1 この改正は決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この改正後の京都市英語検定料補助金交付要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月13日教育長決定)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月8日教育長決定)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月26日教育長決定)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年4月1日教育長決定)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年4月1日教育長決定)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年4月1日教育長決定)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年4月1日教育長決定)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年4月1日教育長決定)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表 (第4条関係)

受検級	検定料※	補助額
1級	12,500円	3,400円

準1級	10,500円	2,900円
2級	9,100円 (6,900円)	1,950円
準2級プラス	8,700円 (6,400円)	1,900円
準2級	8,500円 (6,100円)	1,800円
3級	6,900円 (5,000円)	1,450円
4級	4,700円 (2,900円)	950円
5級	4,100円 (2,500円)	750円

※下段（ ）は準会場校での検定料。